

リサイクル燃料備蓄センター

保安規定変更認可申請書の補正に係る対応状況

令和5年4月10日

リサイクル燃料貯蔵株式会社

1. 前回審査会合等における指摘事項の対応状況(1/5)

前回審査会合等における指摘事項に対して検討した対応方針を、以下に示す。

No.	対象条文	指摘事項	指摘事項への対応方針
1	第11条 (使用済燃料貯蔵施設の監視を行う者の確保)等	貯蔵規則第33条(使用済燃料貯蔵施設の操作)第2号の「操作に必要な構成人員がそろっているときでなければ操作を行わせないこと」に対応する記述を追加すること。また、第12条も同様に反映すること。	第11条第1項を下記旨に修正し、第12条第1項も同様に修正する。 『貯蔵GMは、使用済燃料貯蔵施設の監視に必要な知識を有すると認めたと者を確保し、これらの者から必要な人数をそろえ、 <u>使用済燃料貯蔵施設の監視を行わせる。</u> 』
2	第12条 (使用済燃料を収納した金属キャスクの取扱いを行う者の確保)	貯蔵規則第33条(使用済燃料貯蔵施設の操作)第6号の「操作訓練時の遵守事項」に対応する記述を追加すること。	第3項に下記旨を追記する。 『 <u>保全GM又は貯蔵GMは、訓練のために金属キャスクの取扱いを行う場合は、訓練を受ける者が守るべき事項を定め、金属キャスクの取扱いを行う者の監督の下でこれを守らせる。</u> 』

2. 前回審査会合等における指摘事項の対応状況(2/5)

No.	対象条文	指摘事項	指摘事項への対応方針
3	<p>第19条 (火山活動のモニタリング等の体制の整備)</p> <p>添付1 実施基準(6. 火山活動のモニタリング等)</p>	<p>「火山評価委員会」とあるが、保安規定に明示必要な組織であれば、第5条(組織)にも記載が必要であり、そうでないのであれば、記載を改めること。</p>	<p>「火山活動評価委員会」を用いずに「火山専門家」として、下記のように変更する。</p> <p>[第19条](中略)</p> <p>4. 技術GMは、火山活動のモニタリングの結果、観測データに有意な変化があった場合は、<u>火山専門家を招集する。</u></p> <p>5. 土木・建築GMは、<u>火山専門家の助言を踏まえ、その結果を貯蔵保全部長に報告する。</u></p> <p>[添付1] 6.3 手順書の整備(中略)</p> <p>(4) 技術GMは、<u>火山専門家との連絡調整を行う。</u></p>
4	<p>第21条 (使用済燃料を収納した金属キャスクの受入れ確認) 関連</p>	<p>事業許可に整合するよう、「使用済燃料を収納した金属キャスクを搬入する場合は、使用済燃料の仕様に適合していることを事前に確認する」旨の記載を追加すること。</p>	<p>現第1項を第2項とし、第1項に下記旨を追加する。</p> <p>『<u>貯蔵GMは、使用済燃料を収納した金属キャスクをセンターへ搬入する場合は、事前に搬入元から必要な書類等の提供を受け、使用済燃料貯蔵施設における使用済燃料の収納条件に満足していることを確認する。</u>』</p>

3. 前回審査会合等における指摘事項の対応状況(3/5)

No.	対象条文	指摘事項	指摘事項への対応方針
5	第21条 (使用済燃料を収納した金属キャスクの受入れ確認) 関連	貯蔵規則第34条4号に規定する事業者内運搬を踏まえて、「金属キャスクの搬入前に搬入予定の金属キャスクが事業所外運搬規則に適合していることを確認する」旨を追記すること。	現第1項を下記旨に修正する。 『貯蔵GMは、使用済燃料を収納した金属キャスクを貯蔵区域に貯蔵する場合は、 <u>貯蔵する金属キャスクの搬入前に「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」</u> (以下「 <u>事業所外運搬規則</u> 」という。)に適合していることを確認するとともに、 <u>使用済燃料を収納した金属キャスク及び貯蔵架台について、使用前事業者検査に合格したものであることを確認する。</u> 』
6	第22条 (使用済燃料を収納した金属キャスクの取扱い)	審査基準11号 2. の「移動の際に講ずべき転倒又は落下の防止措置」に関する内容を追記すること。	第1項を下記旨に修正する。 『保全GM又は貯蔵GMは、使用済燃料貯蔵施設内において、使用済燃料を収納した金属キャスクを取り扱う場合は、 <u>転倒又は落下の防止を図ることを目的として受入れ区域天井クレーン又は搬送台車により行うこと。</u> 』

4. 前回審査会合等における指摘事項の対応状況(4/5)

No.	対象条文	指摘事項	指摘事項への対応方針
7	第23条 (使用済燃料を収納した金属キャスクの貯蔵)	貯蔵規則第33条(使用済燃料貯蔵施設の操作)第8号の「貯蔵上の注意事項の掲示」に関する記載を追加すること。	(4)として下記内容を追記する。 『 <u>使用済燃料貯蔵施設の目につきやすい場所に貯蔵上の注意事項を提示すること。</u> 』
8	第24条 (使用済燃料を収納した金属キャスクの搬出確認)	事業許可には「外運搬規則に適合する措置を金属キャスクに施すこと。また、搬出時に必要な記録とともに契約先に引き渡すこと。」が記載されており、事業許可との関連付けが判るような記載にすること。	第1項を下記旨に修正する。 『 <u>貯蔵GMは、金属キャスクを事業所の外に搬出する場合には、使用済燃料集合体を別の容器に詰め替えることなく、事業所外運搬に係る法令に適合するための措置を金属キャスクに施し、搬出のために必要な記録とともに、使用済燃料貯蔵施設において契約先に引き渡す。</u> 』
9	第28条 (外部電源喪失時の対応)	事業許可に整合するよう、給電及び代替計測により外部電源喪失時にも監視機能を維持する趣旨で、記載を修正すること。	第1項を下記旨に修正する。 『 <u>外部電源喪失時に無停電電源装置等からの給電により、使用済燃料貯蔵施設の基本的安全機能の監視が継続していることを確認すること、また、当該監視機能が喪失した場合には、代替計測設備により必要な監視を行う。</u> 』

5. 前回審査会合等における指摘事項の対応状況(5/5)

No.	対象条文	指摘事項	指摘事項への対応方針
10	第65条 (緊急作業従事者の線量管理等)	<p>第1項(1)の規定について以下の趣旨が明確になるように分割した上で規定すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時の都度，法令に定める線量限度を超えないよう管理すること。 ・1ヶ月に1回の評価により，当該線量限度を超えていないことを確認すること。 	<p>第1項(1)を2つの文章に分け，下記旨に修正する。</p> <p>『(1) <u>緊急作業従事者の緊急作業に従事する期間中の実効線量及び等価線量が法令に定める線量限度を超えないように被ばく線量の管理を実施する。</u></p> <p>(2) <u>緊急作業従事者の緊急作業に従事する期間中の実効線量及び等価線量を表65に定める項目及び頻度に基づき評価し，法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。』</u></p>

なお、上記ご指摘を反映するための補正に合わせて、事業開始後の各グループの役割分担をより明確にするための、組織変更も追加させて頂く予定。